

私道整備助成審査会に関する要領

改正 昭和58年4月1日 昭和61年4月1日
昭和63年4月1日 平成3年4月1日
平成4年4月1日 平成6年4月1日
平成9年4月1日 平成10年4月1日
平成11年4月1日 平成13年4月1日
平成14年4月1日 平成20年4月1日
平成29年4月1日 平成30年4月1日

(趣旨)

第1条 千葉市私道の助成に関する要綱第8条第4項の規定に基づき、私道整備助成審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審査会は、会長、副会長及び委員若干名をもって組織する。

2 会長は土木部長をもって、副会長は土木管理課長をもって充てる。

3 委員は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 土木部長
- (2) 中央・美浜土木事務所長
- (3) 花見川・稲毛土木事務所長
- (4) 若葉土木事務所長
- (5) 緑土木事務所長
- (6) 土木保全課長
- (7) 技術管理課長
- (8) 路政課長
- (9) 土木管理課長
- (10) 前各号に定める者のほか、会長が必要と認める者

(職務)

第3条 会長は、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

3 委員は、審査会の業務に参画し、これを審査する。

(会議)

第4条 審査会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審査会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(事務局)

第5条 事務局は、建設局土木部土木管理課に置く。

(その他)

第6条 この事項に定めるもののほか、審査会の運営に関して必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。